平成２６年（フ）第３８２号
大阪府岸和田市土生町２丁目10番26号レジデンスくすのき館102号
破産者　株式会社ＳＥＡＳＯＮ
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３８０号
北海道石狩郡当別町美里505番地158
破産者　工藤　光雄
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１３号
北海道石狩市花川南１条１丁目270番地
破産者　有限会社池建設
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６０号
盛岡市仙北２丁目２番24号
破産者　ステーションシステム株式会社
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３２１号
埼玉県戸田市大字新曽５番地の１　205
破産者　有限会社東洋薬設
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
千葉県市川市市川南１丁目６番10号
破産者　株式会社オーロラ・パサート
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２３５号
千葉県市川市市川南１丁目６番10号
破産者　髙橋　和夫
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３１０号
東京都三鷹市大沢１丁目12番35―311号
破産者　石原　大介
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４５号
静岡市葵区新伝馬３丁目15番20号
破産者　有限会社阿部川建材
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９２８号
神戸市垂水区西舞子８丁目11番13号
破産者　株式会社セイブ万設
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０号
島根県松江市東朝日町243番地４、登記簿上の本店所在地島根県松江市天神町102番地
破産者　有限会社レイテ
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５３号
岡山県赤磐市桜が丘西１丁目19番２号
破産者　國塩　才美（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２号
広島市西区庚午中３丁目５番15号
破産者　有限会社みやもと
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９号
香川県三豊市詫間町大浜甲2511番地
破産者　フレッシュ竹広株式会社
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第２９２号
茨城県那珂市戸4692番地
破産者　吉田　豊三
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１０６０号
東京都武蔵村山市学園４丁目11番３号ポーロウニアマンション17号室
破産者　株式会社吉建工
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０６１号
東京都青梅市今寺１丁目816番地の11
破産者　石井　吉幸
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０３号
東京都八王子市みなみ野３丁目19番５号セレッソD102号
破産者　山宮　淳二
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２９５号
東京都八王子市別所２丁目49番３―1102号
破産者　有限会社大東広告
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３１５号
東京都福生市大字福生1286番地ルミネ井上205号室
破産者　友永　昌弘
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４２号
岐阜市則武中２丁目25番10―603号
破産者　株式会社アース・ワード
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４３２号
岐阜県関市本町５丁目３番地
破産者　有限会社ベルホワイト
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所